

ピッチコンテスト等挑戦支援事業補助金のご案内

市内の個人または法人が、自らの事業のブラッシュアップ等を目的として市外のピッチコンテスト等に参加する場合に、その参加に要する経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象事業者】

次のいずれにも該当する個人又は法人

- ・市内に住所を有する個人又は市内に本店若しくは主たる事業所を有する法人
 - ・唐津市D×イノベーションセンターのスタートアップの会員
- ※本補助金の申請にあたりスタートアップ会員となる方も対象です。

【補助対象事業及び補助率等】

補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
ピッチコンテスト等参加事業	旅費、ピッチコンテスト等参加費 その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の1/2 ※千円未満の端数は切り捨て	15万円

※補助金は、補助限度額範囲内で複数回申請できます。

【取扱期間】

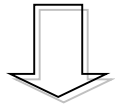
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

【注意事項】

- ・補助対象事業、補助対象経費など不明な点がありましたら、ご連絡ください。
- ・本事業の実施予定総額は **150万円** です。満額に達し次第、受付を終了します。
- ・事業の中止及び事業計画の変更等が生じた場合は、商工振興課へご連絡ください。
- ・補助金交付決定前に支払った経費は、補助対象外です。
- ・旅費等全ての経費に対して、支出金額及び内容等を証明する関係書類（領収書等の写し）が必要です。

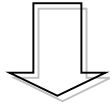
【事業の流れ】

①事業計画



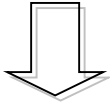
事業計画の作成。

②補助金交付申請



計画に基づき補助金交付申請書、事業計画書、その他関係書類一式を商工振興課へ提出。

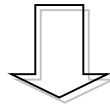
③審査・交付決定通知



商工振興課で申請受付後、内容審査の上補助金の交付を決定し、通知。

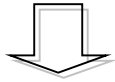
(経費の支払いはここから可能)

④事業実施

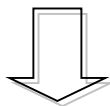


事業計画に基づき事業を実施。

※事業計画等の変更があれば計画変更申請書（内容、補助金額の変更等）



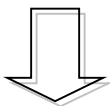
⑤実績報告



事業実施結果に基づき実施報告書、事業実績書、決算書、その他関係書類一式を商工振興課へ提出。

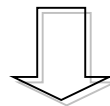
(事業完了後から30日以内、または令和9年3月31日のいずれか早い日までに提出すること。)

⑥補助金額の確定



事業実施内容を確認後、補助金額を確定し、確定通知書を送付。

⑦補助金の入金



補助事業者からの請求に基づき指定振込口座に補助金を入金。

⑧関係書類の保管等

補助金の交付を受けた事業者は、補助金受領後5年間、収支を明らかにした関係書類を保管すること。

【申請先及びお問合せ先】

唐津市 商工観光部 商工振興課

MAIL syoukou@city.karatsu.lg.jp

TEL (0955) 72-9141